

半期報告書の作成要領について

(平成 19 年 9 月中間期)

(財) 財務会計基準機構
企画部グループ長 藤代 和久

はじめに

(財) 財務会計基準機構は、去る 10 月 1 日から 12 日まで、全国 9 ヶ所で 11 回にわたり、平成 19 年 9 月中間期に係る半期報告書の提出を前提とした「半期報告書の作成要領（平成 19 年 9 月中間期提出用）」（以下、「テキスト本」という。）に基づき、作成上の留意点について解説セミナーを開催した。

今回のテキスト本における主な改正点は次の通りであるが、本稿では「3」から「7」の改正点について解説し、「1」及び「2」については、既に平成 19 年 3 月期の「有価証券報告書の作成要領について」での解説と重複するため、ポイントのみを確認することとする（当財団ホームページ／新着情報／「有価証券報告書の作成要領について」（平成 19 年 3 月期提出用）を参照のこと。）。なお、文中意見にわたる部分は私見であることを予めお断りしておく。

1. 事業の状況に関する事項
2. 提出会社の状況に関する事項
3. リース取引に関する事項
4. 特別目的会社に関する事項
5. 在外子会社の会計処理に関する事項
6. 金融商品取引法施行に伴う開示府令等の改正に関する事項
7. その他の改正事項

また、金融商品取引法（以下、「金商法」という。）施行に伴い府令改正（平成 19 年内閣府令第 65 号）が行われ、施行期日は平成 19 年 9 月 30 日とされたため、テキスト本は、原則として、平成 19 年 9 月 30 日現在の法令等に準拠することとしたが、各種ガイドラインの改正案が平成 19 年 8 月 22 日付で公表され、9 月 20 日までパブリック・コメントの募集が行われていたことから、これらについては従前のものを掲載している（その後、10 月 2

日付で公表された)。このため、テキスト本のご利用に際しては、当該ガイドラインの改正内容にも十分留意して頂きたい。

1. 特別目的会社に関する事項

企業会計基準委員会（以下、「ASBJ」という。）から、平成 19 年 3 月 29 日に企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」が公表された。その適用時期については、「平成 19 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度（当該連結会計年度を構成する中間連結会計期間を含む。）から適用する。」とされていることから、当中間会計期間から強制適用となる。

従来、特別目的会社については、平成 10 年 10 月に企業会計審議会が公表した「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い（以下、「子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」という。）」において、一定の要件を充たす特別目的会社については、「出資者等の子会社に該当しないものと推定する。」とされていた。しかし、最近の傾向として特別目的会社を利用した取引が急拡大するとともに複雑・多様化しており、企業集団の状況に関する利害関係者の判断を誤らせる惧れがあるのではないかと指摘があることなどの理由から、ASBJ において今後この取扱いを議論することとされている。この適用指針は、それまでの当面の対応として公表されたものであり、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い三により、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社（以下、「開示対象特別目的会社」という。）については、連結財務諸表において、次の事項を注記しなければならないこととされた。

- ① 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要
- ② 開示対象特別目的会社との取引金額等

なお、連結財務諸表を作成していなくとも、開示対象特別目的会社を有している場合には、個別財務諸表においてこの注記を行うこととされている。

この注記について、同適用指針は、「連結の範囲等（連結原則第七 1）」及び「その他の重要な事項（連結原則第七 5）」に関する注記としていることから、中間連結財規第 10 条第 1 項各号に関係する内容と考えられるが、その注記の具体的内容を定める同条第 2 項以下には定めがないことから、中間連結財規上、第 13 条の追加情報の注記に該当するものと考えられる。こうしたことからテキスト本では「中間連結財務諸表作成のための基本とな

る重要な事項」の記載において、「連結の範囲に関する事項」に係る追加情報として注記する事例を掲げている。また、記載スペースの関係から、開示対象特別目的会社の概要及び取引金額等は、セグメント情報の注記の次に「開示対象特別目的会社関係」として記載している（資料1-1及び1-2参照）。

なお、同適用指針におかれた経過措置によって、開示対象特別目的会社の開示に関する基礎データの入手、その確認や整理等に時間を要することなどから同適用指針を平成19年4月1日以後開始する連結会計年度を構成する中間連結会計期間（及び事業年度を構成する中間会計期間）から適用することが困難と認められる場合には、当該中間連結会計期間（及び中間会計期間）において適用しないことができるとされているが、もしこの中間連結会計期間及び中間会計期間において適用しなかった場合には、その旨及び理由を注記することとされている。

2. 在外子会社の会計処理に関する事項

平成18年5月17日に、ASBJから実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」が公表され、その適用時期は「平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用する。」とされているが、早期適用することができるかとされている。

在外子会社の会計処理については、これまでも連結財務諸表原則において、同一の環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならないとされていたが、平成9年12月に日本公認会計士協会から公表された「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い」（監査・保証実務委員会報告第56号）では、在外子会社の「所在地国の会計基準において認められている会計処理が企業集団として統一しようとする会計処理と異なるときは、当面、親会社と子会社との間で統一する必要はないものとする。なお、在外子会社が採用している会計処理が明らかに合理的でないと認められる場合には、連結決算手続上で修正する必要があることに留意する。」とされていた。しかし、会計基準の国際的なコンバージェンスの動向等を背景に、ASBJにおいて連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理について検討が行われ、これまでの取扱いが改められることになった。その結果、例えば、これまで在外子会社は所在地国において認められている会計基準に従い財務諸表を作成し、

これをそのまま連結決算手続上利用していた場合であって、同実務対応報告を当中間連結会計期間から早期適用したときは、「原則的な取扱い」によって親会社及び子会社が採用する会計処理を統一するか、又は、「当面の取扱い」によって一定の修正を行った後に連結決算手続上利用しなければならないこととされた。なお、同実務対応報告を早期適用した場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更となる（資料2参照）。

会計方針の変更を行った場合、中間連結財規第11条第1項2号及び同ガイドライン11-2によれば、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結財務諸表に与えている影響の内容を記載しなければならないが、また、影響の内容の記載は、影響を受けた重要な項目及びその差異の金額を明らかにするものとされているため、当該変更の与える影響額を開示しなければならないことになる。ただし、同ガイドラインで準用する中間財規ガイドライン5-1-1のただし書きでは、「その金額を正確に算定することが困難な場合には、適当な方法による概算額を記載することができる。」とされていることから、当該変更に伴う影響額の記載が困難な場合には、概算額による開示を行うことになる。

なお、同実務対応報告を適用した結果、適用初年度の期首における在外子会社の貸借対照表上の資産又は負債の残高のうち、過年度の税引後損益として会計処理しなければならない額が生じた場合、その純額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するものとされている。ケースによってはこの影響額が少なくないことも想定されるが、一般に、その金額は連結株主資本等変動計算書に記載されることになろう。従って、テキスト本には、期首の利益剰余金に与える影響額を記載する事例を掲げていないが、各企業の取引の実態に応じて、「その他の重要な項目の金額」に与える影響として開示することが考えられる。

3. 金商法施行に伴う開示府令等の改正に係る事項

平成19年9月30日から金商法が施行されたが、これに対応して平成19年8月15日付で開示府令、中間連結財規等が改正されているので、以下にその内容を説明することとする。

- ① 第五号様式の「第4【提出会社の状況】、1【株式等の状況】、(1)【株式の総数】、②【発行済株式】」の様式では、右から2列目の見出しが、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」と改正されている（資料3-1参照）。

- ② 「第5【経理の状況】」、「冒頭記載、2. 監査証明について」では、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間連結財務諸表、及び当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表については、財務諸表監査の根拠を「金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき」と記載すべきことになった。これは、金商法が平成19年9月30日から施行されているため、同日以後における公認会計士又は監査法人による監査証明も同法第193条の2第1項の規定に基づくことになるが、改正附則第146条により、「施行日前に終了した事業年度に係る旧証券取引法第193条の2第1項の書類については、なお従前の例による。」とされていることによる（資料3-2参照）。
- ③ 「第二部【提出会社の保証会社等の情報】」の様式が改正され、「第1【保証会社情報】、2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】、(1)【保証会社が提出した書類】、①」の見出しに「四半期報告書」が追加された（資料3-3参照）。
- ④ 金商法施行に伴って財務諸表監査の根拠条文が変更され、「中間監査報告書」の第一行目は、「金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため」と改正されている（資料3-4、3-5参照）。これについては、平成19年9月14日付で日本公認会計士協会から同会の会員に向けて「金融商品取引法の施行に伴う監査報告書及び中間監査報告書の記載について」（審査・倫理・相談課ニュース[No3]）と題する注意喚起が行われている。

4. リース取引に関する事項

平成19年3月30日に企業会計基準委員会から、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」が公表され、これによりこれまで所有権移転外ファイナンス・リース取引に認められていた、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理が廃止され、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に一本化されることになった。その適用時期については、「平成20年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する。」こととされているが、早期適用することができることとされている。これをうけて、平成19年8月15日付で中間連

結財規、中間財規等が改正されている。以下にリース取引会計基準を早期適用した場合の改正事項を、主として借主側について見て行くこととする。なお、テキスト本末尾に早期適用した場合の記載事例をまとめて掲載している。

(1) 冒頭記載

冒頭記載の「1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について」では、(1)及び(2)の第3パラグラフのなお書きによって、リース会計基準を早期適用している旨を明らかにしている(資料4-1参照)。

中間連結財規及び中間財規におけるリース取引に関する規定は、平成19年8月15日付で改正され、その施行期日は、平成19年内閣府令第65号附則第12条第2項で定められているが、第2項本文において、リース取引に関する規定については、「平成20年4月1日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。」とされ、同項ただし書きによって、「平成19年4月1日以後に開始する中間連結会計期間に係るもののうち、施行日以後に提出する有価証券届出書又は半期報告書に記載されるものについては、これらの規定を適用することができる。」とされている。このため、冒頭記載の第2パラグラフのように、「改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成している。」と記載しただけではリース取引に関する改正後規定を早期適用した根拠が明らかにされないため、なお書きを追加して、早期適用した旨を明らかにしている。

なお、記載事例に加えて、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)を早期適用しているため等の説明を記載することも考えられる。

(2) 貸借対照表

リース会計基準の適用により、これまで所有権移転外ファイナンス・リース取引に認められていた、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理が廃止され、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に一本化されることになり、リース取引の借主側では、リース物件とこれにかかる債務をリース資産及びリース債務として掲記することとされた。また、リース取引の貸主側では、流動資産又は投資その他の資産において、「リース債権及びリース投資資産」として掲記することとされた(資料4-2、4-3参照)。

なお、リース会計基準では、「リース債権」と「リース投資資産」とを別の勘定科目とし

て扱っており、また、改正された中間連結財規第 25 条では「リース債権及びリース投資資産」として一つの科目名で掲記することが定められているが、仮に、どちらか一方の科目に該当する取引しかない場合は、その科目名のみで掲記することは差し支えないと考えられる。

(3) 損益計算書

所有権移転外ファイナンス・リース取引における借手の取扱いとして、会計基準の改正により、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更する場合において、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前のリース取引について、次の 3 つの方法（a 法、b 法、c 法）のうちいずれかによることとされている：

a 法：リース会計基準等に定める方法により会計処理する。この場合における変更による影響額は、特別損益として処理する（資料 4-4 参照）。

b 法：会計基準適用初年度の前年度末における未経過リース料残高又は未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得原価とし、期首に取得したものととしてリース資産に計上する。

c 法：引き続き、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用する。

なお、上記の c 法によった場合には、重要な会計方針の記載において、当該リース取引について、引き続き通常の賃貸借に係る方法に準じた会計処理を適用している旨及び改正前リース会計基準で必要とされていた事項を注記しなければならないとされている。

(4) 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の記載

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更

リース会計基準等を早期適用した場合、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うことになる（資料 4-5 参照）。

② 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の記載

中間連結財規等の改正によりリース取引に関する注記の規定が改正され、借主側では、

ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、その内容（主な資産の種類等）及び減価償却の方法を注記することとされた。テキスト本では、「4. 会計処理基準に関する事項」、「(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」として、新たに「③リース資産」の項目をたて、減価償却の方法を注記している（資料4-6参照）。

また、リース取引関係の注記の記載事例を、「ファイナンス・リース取引」、「オペレーティング・リース取引」の別に掲げている（資料4-7参照）。

5. その他の改正事項

(1) 税制改正に伴う減価償却制度の見直しに関する事項

平成19年度の税制改正により減価償却制度の見直しが行われ、これにより平成19年4月1日以後、新規に取得された減価償却資産については新たな減価償却方法が適用されることとされた。その結果、企業は、税法上、改正前の「旧定率法」と改正後の「定率法」（定額法を採用している場合には、改正前の「旧定額法」と「定額法」）の4通りの減価償却方法から選択できることになった。

この税制改正をうけて、平成19年4月25日に日本公認会計士協会から「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（監査・保証実務委員会報告第81号）（以下、「監査上の取扱い」という。）が公表されているが、その「4. 減価償却方法の選択と監査上の取扱い」において新規取得資産についての取扱いが定められ、既存資産について改正前の旧定率法（又は旧定額法）を採用していた場合に、新規取得資産について改正後の定率法（又は定額法）を採用した場合には、同一種類で同一用途の減価償却資産について、類似の減価償却方法を採用すると認められるため、「法令等の改正に伴う変更に応じた正当な理由による会計方針の変更として取り扱うものとする。」とされている。このため、テキスト本では、既存資産について改正前の法人税法に基づく定率法を継続適用し、新規取得資産について改正後の法人税法に基づく定率法を採用した場合における会計方針の変更の記載事例を掲げている（資料5-1参照）。

税制改正に伴って、企業には「旧定率法」又は「定率法」（定額法を採用している場合には、「旧定額法」又は「定額法」）の選択が認められているが、会計原則上、期間をベースにした減価償却方法としては、基本的に「定額法」と「定率法」の2つがあり、税制改正後の4通りの減価償却方法はいずれも会計上合理的なものであると考え、テキスト本では

シンプルな記載例としている。しかしながら、テキスト本は、一つの参考事例であり、各企業の取引の実態、半期報告書を通した全体の開示のバランス等を考慮して、企業毎に適切な開示となるようにして頂きたい。

また、この税制改正では償却可能限度額が撤廃されたことから、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得された既存資産については、旧償却可能限度額（95%）に達した翌事業年度から 5 年間の均等償却によって残存価額を償却することが可能となった。監査上の取扱いでは、この処理方法を採用した場合は追加情報として開示することに留意する必要があるとされていることから、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した資産について 5 年間にわたり均等償却している場合の記載事例を掲げた（資料 5-2 参照）。

なお、税制改正を機に、既存資産について、新規取得資産と同様の方法に統一する目的で減価償却方法を変更する場合については（従来、旧定率法によっていたが、当中間（連結）会計期間より、新規取得資産に加えて既存資産についても新定率法を採用した場合など）、会計方針の変更として扱われるが、単に法人税法の改正を理由とするだけでは正当な理由に該当しないことに留意する必要があるとされている。

（２）ストック・オプション等関係の注記

半期報告書及び有価証券報告書においてストック・オプション等に関する事項を注記しなければならないとされているが、半期報告書における当該記載に係る中間連結財規第 17 条の 3（中間財規第 5 条の 9（第 4 項を除く。）を準用）では、中間連結会計期間においてストック・オプションを「付与した場合」には、当該ストック・オプションについて一定の事項を注記しなければならないとしており、いわばフロー情報を記載することが求められている。一方、有価証券報告書の当該記載に係る連結財規第 15 条の 10（財規第 8 条の 15（第 9 項を除く。）を準用）では、ストック・オプションを「付与している場合」には、ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況として一定の事項を注記しなければならないとされていることから、いわばストック情報を記載することになる。

このため半期報告書に前連結会計年度の注記を記載する場合、半期報告書の規定の趣旨からは、前連結会計年度に付与したもののみを記載することになり、有価証券報告書の規定の趣旨からは、前連結会計年度末に存在したすべてのストック・オプションを記載する

ことになる。また、有価証券報告書では変動状況等を注記するため半期報告書よりも注記項目が多くなることから、有価証券報告書に記載した注記を要約して記載するのか、又は、要約せずにそのまま記載するのかを選択する必要があることになる。

半期報告書において、前連結会計年度に係るストック・オプションの注記をどの様に記載するかについて特に規定は設けられていないが、財務諸表本表において前事業年度の要約を記載している趣旨に鑑みると、投資者の誤解を招く惧れがない限り、ストック・オプションの注記についても有価証券報告書に記載した内容を、少なくとも半期報告書で求められている項目が記載されているレベルまで要約し記載すれば良いものと考えられる。しかしまた、有価証券報告書に記載したものをそのまま半期報告書に記載することも問題ないものと考えられる（資料5-3参照）。

（３）株主資本等変動計算書に関する事項

年度決算において圧縮積立金、特別償却準備金、その他租税特別措置法上の諸準備金（以下、「諸準備金等」という。）の積立て又は取崩しが予定されている場合であって、中間決算において諸準備金等の積立て又は取崩処理を行っていないが、中間会計期間に係る税金費用は諸準備金等を積立て又は取り崩したものとみなして計算している場合には、その旨の注記が必要とされている（日本公認会計士協会会計制度委員会「税効果会計に関するQ&A」II Q4のA参照）。

（４）平成18年12月の府令改正に伴う改正事項

昨年の半期報告書テキスト本の発行後、平成18年12月に府令改正（内閣府令第86号）が行われ、開示府令及び関連するガイドラインが改正された。また、昨年12月26日付で中間連結財規等が改正されている。これらの改正点の解説は、既に有価証券報告書の作成要領において行っているため、ここでは簡単に確認しておくこととする。

①「第一部【企業情報】」、「第2【事業の状況】、3【対処すべき課題】」では、第五号様式記載上の注意(10)が改正され、基本方針を定めている会社については、会社法施行規則第127条各号に掲げる事項を記載することとされた。

- ②「第2【事業の状況】、4【経営上の重要な契約等】」では、記載上の注意(11)a、b、eが改正されて、合併、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は譲受け、株式交換又は株式移転分割が行われる場合において、経営上の重要な契約等に該当するときは、連結会社以外の会社との間で行われるか否かによらず、すべて記載することとされた。また、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借、技術援助契約等についても、経営上の重要な契約等に該当するときは、すべて記載することが適当であると考えられる。
- ③「第4【提出会社の状況】」、「1【株式等の状況】、(2)【新株予約権等の状況】」では、様式に、「新株予約権のうち自己新株予約権の数」及び「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の各欄が追加された。
- ④「第4【提出会社の状況】」、「1【株式等の状況】、(3)【ライツプランの内容】」では、記載上の注意(15-3)が追加されている。
- ⑤「第4【提出会社の状況】」、「3【役員等の状況】」では、様式に任期の欄が追加されている。任期の欄は、例えば、〇年〇月から〇年〇月の様に、それぞれの役員の任期(期間)を記載することが適当と考えられる。 以 上

【資料 1 - 1】 開示対象特別目的会社に係る注記（半期報告書提出会社が開示対象特別目的会社を有している場合）

	前中間連結会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
1. 連結の範囲に 関する事項	—	(イ) — — — (ロ) — — — (追加情報) 開示対象特別目的会社の概要、 開示対象特別目的会社を利用し た取引の概要及び開示対象特別 目的会社との取引金額等につい ては、「開示対象特別目的会社関 係」として記載している。 なお、当中間連結会計期間よ り、「一定の特別目的会社に係る 開示に関する適用指針」（企業会 計基準適用指針第 15 号 平成 19 年 3 月 29 日）を適用している。	—

【資料 1 - 2】開示対象特別目的会社に係る注記（続き）

（開示対象特別目的会社関係）

記載事例（開示対象特別目的会社を使用して金融資産の流動化を行っている場合）

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、リース債権、割賦債権、営業貸付金の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、特別目的会社を利用しておりますが、これらには特例有限会社や株式会社、資産流動化法上の特定目的会社があります。当該流動化において、当社は、前述したリース債権、割賦債権、営業貸付金を特別目的会社に譲渡し、譲渡した資産を裏付けとして特別目的会社が社債の発行や借入によって調達した資金を、売却代金として受領します。

さらに、当社は、いくつかの特別目的会社に対し回収サービス業務を行い、また、譲渡資産の残存部分を留保しています。このため、当該譲渡資産が見込みより回収不足となった劣後的な残存部分については、平成 19 年 9 月末現在、適切な評価減などにより、将来における損失負担の可能性を会計処理に反映しております。

流動化の結果、平成 19 年 9 月末において、取引残高のある特別目的会社は〇社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額（単純合算）は X,XXX 百万円、負債総額（単純合算）は X,XXX 百万円です。なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2. 当中間連結会計期間における特別目的会社との取引金額等

	主な取引の金額又は 当中間連結会計期間 末残高	主な損益	
		(項目)	(金額)
譲渡資産（注 1）：	(百万円)		(百万円)
リース債権	X,XXX	売却益	XXX
割賦債権	X,XXX	売却益	XXX
営業貸付金	X,XXX	売却益	XXX
譲渡資産に係る残存部分 （注 2）	X,XXX	分配益	XXX
回収サービス業務（注 3）	XXX	回収サービス業務収 益	XX

（注 1） 譲渡資産に係る取引の金額は、譲渡時点の帳簿価額によって記載しております。また、譲渡資産に係る売却益は、営業外収益に計上されております。

（注 2） 譲渡資産に係る残存部分の取引の金額は、当中間連結会計期間における資産の譲渡によって生じたもので、譲渡時点の帳簿価額によって記載しております。平成 19 年 9 月末現在、譲渡資産に係る残存部分の残高は、XX,XXX 百万円であります。また、当該残存部分に係る分配益は、営業外収益に計上されております。

（注 3） 回収サービス業務収益は、通常得べかりし収益を下回るため、下回る部分の金額は、回収サービス業務負債として固定負債「その他」に計上しております。回収サービス業務収益は、営業外収益に計上されております。

【資料2】連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更（当中間連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を早期適用した場合）

前中間連結会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
—	<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第 18 号 平成 18 年 5 月 17 日) が平成 20 年 3 月 31 日以前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当中間連結会計期間から、連結決算上必要な修正を行っている。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ〇〇百万円減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該個所に記載している。</p>	—

【資料 3-1】株主等の状況

②【発行済株式】

種類	中間会計期末現在発行数(株) (平成 19 年 9 月 30 日)	提出日現在発行数 (株) (平成 19 年 12 月〇日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通 株式	XXX, XXX, XXX	XXX, XXX, XXX	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) フランクフルト証券取引所	—
計	XXX, XXX, XXX	XXX, XXX, XXX	—	—

(注)「提出日現在発行数」には、平成 19 年 12 月 1 日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された転換社債の転換及び新株引受権付社債の権利行使を含む。）により発行された株式数は含まれていない。

【資料3-2】冒頭記載

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間連結財務諸表、及び前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間連結財務諸表、及び当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表について、〇〇監査法人による中間監査を受けている。

【資料3-3】提出会社の保証会社等の情報

.....
.....
2 **【継続開示会社たる保証会社に関する事項】**

(1) **【保証会社が提出した書類】**

① **【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】**

事業年度 第○期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日） 平成19年6月○日関東財務局長に提出

【資料3-4】独立監査人の中間監査報告書（当中間連結会計期間分）

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

.....

【資料3-5】独立監査人の中間監査報告書（当中間会計期間分）

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている〇〇株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第〇期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。.....

.....。

【資料 4-1】冒頭記載（リース会計基準を早期適用した場合）

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成 11 年大蔵省令第 24 号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

前中間連結会計期間（平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成している。

なお、当中間連結会計期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで）については、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（平成 19 年 8 月 15 日内閣府令第 65 号）附則第 12 条第 2 項ただし書きにより、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成している。

前中間会計期間（平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成している。

なお、当中間会計期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで）については、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（平成 19 年 8 月 15 日内閣府令第 65 号）附則第 11 条第 2 項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成している。

【資料4-2】中間連結貸借対照表（ファイナンス・リース取引の借主側）

区 分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成 18 年 9 月 30 日)		当中間連結会計期間末 (平成 19 年 9 月 30 日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成 19 年 3 月 31 日)		
		金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
流動資産合計			XXX, XXX	XX. X	XXX, XXX	XX. X	XXX, XXX	XX. X
II 固定資産								
1 有形固定資産	※1							
(1) 建物及び構築物		XX, XXX		XX, XXX		XX, XXX		
(2) 機械装置及び運搬具		XX, XXX		XX, XXX		XX, XXX		
(3) 土地	※2	XX, XXX		XX, XXX		XX, XXX		
(4) リース資産		-		X, XXX		-		
(5) 建設仮勘定		X, XXX		X, XXX		X, XXX		
(6) その他		X, XXX	XX, XXX	X, XXX	XX, XXX	X, XXX	XX, XXX	
2 無形固定資産								
(1) のれん		XXX		XXX		XXX		
(2) ソフトウェア		X, XXX		X, XXX		X, XXX		
(3) リース資産		-		X, XXX		-		
(4) その他		XXX	X, XXX	XXX	X, XXX	XX	X, XXX	

区 分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成 18 年 9 月 30 日)		当中間連結会計期間末 (平成 19 年 9 月 30 日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成 19 年 3 月 31 日)	
		金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 支払手形及び買掛金	※5	XX, XXX		XX, XXX		XX, XXX	
2 短期借入金		XX, XXX		XX, XXX		XX, XXX	
3 リース債務		-		X, XXX		-	
4 未払法人税等		X, XXX		X, XXX		X, XXX	
5 繰延税金負債		XXX		XXX		XXX	
6 引当金		X, XXX		X, XXX		X, XXX	
7 デリバティブ債務		XXX		XXX		XXX	
8 その他		XX, XXX		XX, XXX		XX, XXX	
流動負債合計		XXX, XXX	XX. X	XXX, XXX	XX. X	XXX, XXX	XX. X
II 固定負債							
1 社債		XX, XXX		XX, XXX		XX, XXX	
2 長期借入金	※2	XX, XXX		XX, XXX		XX, XXX	
3 リース債務		-		X, XXX		-	
4 繰延税金負債		XXX		XXX		XXX	
5 引当金		X, XXX		X, XXX		X, XXX	
6 負ののれん		XXX		XXX		XXX	
7 その他		X, XXX		X, XXX		X, XXX	
固定負債合計		XX, XXX	XX. X	XX, XXX	XX. X	XX, XXX	XX. X
負債合計		XXX, XXX	XX. X	XXX, XXX	XX. X	XXX, XXX	XX. X

【資料4-3】中間連結貸借対照表（ファイナンス・リース取引の貸主側）

区 分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成 18 年 9 月 30 日)		当中間連結会計期間末 (平成 19 年 9 月 30 日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成 19 年 3 月 31 日)		
		金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1 現金及び預金	※5	XX, XXX		XX, XXX		XX, XXX		
2 受取手形及び 売掛金		XX, XXX		XX, XXX		XX, XXX		
3 リース債権及び リース投資資産		-		X, XXX		-		
4 有価証券		XX, XXX		XX, XXX		XX, XXX		
5 たな卸資産		XX, XXX		XX, XXX		XX, XXX		
6 繰延税金資産		XXX		XXX		XXX		
7 金銭の信託		X, XXX		X, XXX		X, XXX		
8 デリバティブ債権		XXX		XXX		XXX		
9 その他		X, XXX		X, XXX		X, XXX		
貸倒引当金	△ XXX		△ XXX		△ XXX			
流動資産合計		XXX, XXX	XX. X	XXX, XXX	XX. X	XXX, XXX	XX. X	

3 投資その他の資産	※2						
(1) 投資有価証券		XX, XXX		XX, XXX		XX, XXX	
(2) 長期貸付金		XXX		XXX		XXX	
(3) リース債権及び リース投資資産		-		X, XXX		-	
(4) 繰延税金資産		XXX		XXX		XXX	
(5) その他		X, XXX		X, XXX		X, XXX	
貸倒引当金	△ XX	XX, XXX		△ XX	XX, XXX		
固定資産合計		XXX, XXX	XX. X	XXX, XXX	XX. X	XXX, XXX	XX. X

【資料4-4】中間連結損益計算書

区 分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)		当中間連結会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)			
		金 額 (百万円)	百分比 (%)	金 額 (百万円)	百分比 (%)	金 額 (百万円)	百分比 (%)		
I 売上高			XXX, XXX	100.0		XXX, XXX	100.0	XXX, XXX	100.0
II 売上原価			XX, XXX	XX.X		XX, XXX	XX.X	XXX, XXX	XX.X

経常利益			X, XXX	X.X		X, XXX	X.X	X, XXX	X.X
VI 特別利益									
1 前期損益修正益		XX			XX			XXX	
2 固定資産売却益	※2	XXX			XXX			XX, XXX	
3		XXX	XXX	X.X	XXX	XXX	X.X	XXX	XX, XXX
VII 特別損失									
1 前期損益修正損		XXX			XXX			XXX	
2 固定資産売却損	※3	XX			XXX			X, XXX	
3 災害による損失		-			-			XXX	
4 減損損失	※4	X, XXX			X, XXX			X, XXX	
5 リース会計基準の適用に伴う影響額		-			XXX			-	
6		XXX	XXX	X.X	XXX	XXX	X.X	XXX	X, XXX
税金等調整前中間(当期)純利益			X, XXX	X.X		X, XXX	X.X		XX, XXX
法人税、住民税及び事業税		X, XXX			X, XXX			X, XXX	
法人税等調整額		△ XXX	XXX	X.X	△ XXX	X, XXX	X.X	△ X, XX X	X, XXX
少数株主利益			XX	X.X		XXX	X.X		XXX
中間(当期)純利益			X, XXX	X.X		X, XXX	X.X		X, XXX

【資料4-5】中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更（ファイナンス・リース取引の借主側）

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—	<p>(リース取引に関する会計基準) 「リース取引に関する会計基準」 (企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用することができることになったことに伴い、当中間連結会計期間より、同会計基準及び同適用指針を適用している。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ〇〇〇百万円減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該個所に記載している。</p>	—

【資料4-6】中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更（ファイナンス・リース取引の借主側）

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用している。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりである。 建物及び構築物 X～XX年 機械装置及び運搬具 X～XX年</p> <p>②無形固定資産 定額法を採用している。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（〇年）に基づいている。</p> <p>—</p>	<p>(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産（リース資産を除く） 当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用している。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりである。 建物及び構築物 X～XX年 機械装置及び運搬具 X～XX年</p> <p>②無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用している。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（〇年）に基づいている。</p> <p>③リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。</p>	<p>(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用している。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりである。 建物及び構築物 X～XX年 機械装置及び運搬具 X～XX年</p> <p>②無形固定資産 定額法を採用している。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（〇年）に基づいている。</p> <p>—</p>

【資料4-7】注記事項（借主側）

当中間連結会計年度末（平成19年9月30日現在）

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

××事業における生産設備（機械装置及び運搬具）である。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「(ロ)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりである。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、〇〇事業における工場及び生産設備、ホストコンピュータ及びコンピュータ端末機（機械装置及び運搬具）である。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアである。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「(ロ)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりである。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	XX,XXX 百万円
<u>1年超</u>	<u>XX,XXX 〃</u>
合計	XX,XXX 百万円

【資料５－１】中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更（従来、法人税法に基づく定率法によっていたが、法人税法の改正により、当中間会計期間より、平成 19 年 4 月 1 日以降取得資産については改正後の法人税法に基づく定率法を採用した場合）

	前中間連結会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)	前連結会計年度 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産</p> <p>当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用している。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりである。</p> <p>建物及び構築物 X～XX 年 機械装置及び運搬具 X～XX 年</p>	<p>(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産</p> <p>当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用している。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりである。</p> <p>建物及び構築物 X～XX 年 機械装置及び運搬具 X～XX 年</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。これにより、営業利益、経常利益、及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ〇〇百万円減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>	<p>(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産</p> <p>当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用している。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりである。</p> <p>建物及び構築物 X～XX 年 機械装置及び運搬具 X～XX 年</p>

【資料5-2】中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更（平成19年3月31日以前の取得資産に段階的5年償却を採用した場合）

	前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
4. 会計処理基準 に関する事項	①有形固定資産	①有形固定資産 (追加情報) 当社及び国内連結子会社は、 法人税法改正に伴い、平成19 年3月31日以前に取得した資 産については、改正前の法人税 法に基づく減価償却の方法の適 用により取得価額の5%に到達 した連結会計年度の翌連結会計 年度より、取得価額の5%相当 額と備忘価額との差額を5年間 にわたり均等償却し、減価償却 費に含めて計上している。 この結果、従来の方法に比 べ、営業利益、経常利益及び税 金等調整前中間純利益がそれぞ れ〇〇百万円減少している。 なお、セグメント情報に与え る影響は、当該箇所に記載して いる。	①有形固定資産

【資料5-3】注記事項（ストック・オプション等関係）

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

一般管理費 XXX 百万円

2. 当連結会計年度において存在したストック・オプションの内容

	平成 14 年 ストック・オプション	平成 16 年 ストック・オプション	平成 18 年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 12 名	当社の取締役 17 名	当社の取締役 17 名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 100,000 株	普通株式 100,000 株	普通株式 100,000 株
付与日	平成 14 年 6 月 29 日	平成 16 年 6 月 29 日	平成 18 年 6 月 29 日
権利確定条件	付与日（平成 14 年 6 月 29 日）以降、権利確定日（平成 16 年 6 月 28 日）まで継続して勤務していること。	付与日（平成 16 年 6 月 29 日）以降、権利確定日（平成 18 年 6 月 28 日）まで継続して勤務していること。	付与日（平成 18 年 6 月 29 日）以降、権利確定日（平成 20 年 6 月 28 日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成 14 年 6 月 29 日 平成 16 年 6 月 28 日	平成 16 年 6 月 29 日 平成 18 年 6 月 28 日	平成 18 年 6 月 29 日 平成 20 年 6 月 28 日
権利行使期間	権利確定後 3 年以内。 ただし、権利確定後退職した場合は、退職日より 6 か月以内まで行使可能。	権利確定後 3 年以内。 ただし、権利確定後退職した場合は、退職日より 6 か月以内まで行使可能。	権利確定後 3 年以内。 ただし、権利確定後退職した場合は、退職日より 6 か月以内まで行使可能。
権利行使価格 (円)	X, XXX	X, XXX	X, XXX
付与日における公正な 評価単価 (円)	—	—	XXX